京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第 6 1 号

京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

京都市公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第5条中「第2条第1項」を「第1条の2第1項、第2条第1項」に、「第2条第2項」を「第1条の2第2項、第2条第2項」に、「その他市長が必要と認める書類」を「のほか、次に掲げる図書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。)
- (2) その他市長が必要と認める図書

第1号様式注以外の部分中「※」を削り、

	そ	の	他		
浴場業の譲受け	譲受	けの	つ有無	□有 (許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号 □無	<u>*</u>
	変更	の	有無	□有 公衆浴場法施行規則(以下「省令」とい う。)第1条□第3号 □第4号 □無	
Γ					
	そ	の	他		に

改め、同様式注1及び3を削り、同注2を同注とする。

第2号様式注以外の部分中「□相続」を「□譲渡 □相続」に、「相続開始、合併又は分割の」を「地位を承継した」に改め、同様式注2中「届出者が法人である場合は、記入する必要はありません」を「区分が相続の場合にのみ、記入してください」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の目前に公衆浴場法第1条第2項に規定する浴場業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の京都市公衆浴場法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同条第4号中「省令」とあるのは、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第101号)第3条の規定による改正前の省令」とする。
- 3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)